

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年12月7日(月)午後3時から午後4時まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 (14名)

1番	林	喜太郎	委員	4番	布施	陽子	委員
5番	高品	文敬	委員	6番	椎名	寛	委員
7番	布施	行雄	委員	8番	小林	須美子	委員
9番	太田	憲一	委員	11番	鈴木	茂	委員
12番	佐藤	正剛	委員	13番	石田	利之	委員
14番	安藤	幸春	委員	15番	穴澤	久男	委員
16番	伊藤	栄治	委員	17番	渡邊	弘仁	委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (11名)

19番	秋山	菊次	委員	20番	布施	利雄	委員
21番	加瀬	安男	委員	22番	並木	昭男	委員
23番	鎌形	豊	委員	24番	山崎	幸治	委員
25番	塚本	繁雄	委員	26番	木原	正勝	委員
27番	江波戸	和男	委員	28番	寺本	利幸	委員
29番	石橋	誠	委員				

4 欠席委員

(1) 農業委員 (3名)

2番	及川	正義	委員	3番	金杉	勝城	委員
10番	大木	武一	委員				

(2) 農地利用最適化推進委員 (1名)

18番 伊藤輝夫 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 5件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る
意見決定について 1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について
1件

議案第4号 農業委員会委員の辞職願について

報告事項 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について 2件

(2) 利用権の中途解約に係る通知について 2件

その他

6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局) 事務局員 3名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和2年12月農業委員会定例総会を開会いたします。

渡邊会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は渡邊会長にお願いします。

議長 本日の出席農業委員は17名中14名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員は、13番石田利之委員、14番安藤幸春委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、本案には、寺本利幸委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。

最初に、番号2番について、審議・採決いたします。寺本利幸委員は、退席をお願いします。

(寺本利幸委員 退席)

議長 寺本利幸委員が退席しましたので、番号2番について、事務局より説明を

お願いします。

事務局 議案第1号の議案書を御覧ください。番号2番は、利用権設定に関する件であります。

【議案第1号、番号2番を議案書を基に朗読】

番号2番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

5 番 番号2番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま

す。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号2番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号の番号2番について、採決に入ります。議案第1号の番号2番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は、原案のとおり許可することに決しました。

(寺本利幸委員 着席)

議 長 寺本利幸委員が着席しましたので、引き続き、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。番号2番を除き、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号の議案書を御覧ください。番号1番、4番及び5番は、所有権移転に関する件であります。番号3番は、利用権設定に関する件であります。

【議案第1号、番号1番及び3番から5番までを議案書を基に朗読】

番号1番及び3番から5番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

なお、番号3番は、議案第2号の番号1番の農地転用許可後の計画変更承認に付随する案件であるため、議案第2号の当該案件の知事の処分に併せて取り扱うこととなります。

議長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

1番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

5番 番号3番について、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思いま
す。

9番 番号4番について、後継者は意欲的に営農しており、問題ないと思われま
す。

15番 番号5番について、後継者は意欲的に営農しており、問題ないと思われま
す。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござい
ませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、番号2番を除
き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号について、番号2番を除き、採決に入
ります。

議案第1号について、番号2番を除き、原案のとおり決すると共に、番号
3番については、知事の処分に併せて会長専決とすることことに賛成の委員
の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の議案書を御覧ください。

【議案第2号、番号1番を議案書を基に朗読】

番号1番について、営農型太陽光発電事業による一時転用許可を受け、事業を行っておりますが、当初許可を受けた一時転用の許可期間を変更しようとするものです。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

5番 番号1番について、譲受人は、許可後3年間の計画で譲渡人から申請地を借り受け、営農型太陽光発電事業を行っておりますが、譲渡人の事情で賃借期間を短縮する必要が生じたため、一時転用許可期間の変更をしようとするものです。計画を変更しても、周辺農地への日照・排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号について、採決に入ります。
議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号の議案書を御覧ください。

【議案第3号、番号1番を議案書を基に朗読】

番号1番について、ライスセンター用地として田3,000㎡の内1,770㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

15番 番号1番について、現在、譲受人は、自宅敷地内にある設備を使用して水稲収穫後の乾燥等作業を行っておりますが、近隣から作業に伴う騒音、籾殻や粉塵等の飛散に対する対策を求められるようになったことから、民家から離れた場所にある申請地に、収穫後の一連の作業を行うための施設の建設を計画するものです。農地区分については、農用地区域内農地ですが、例外規定に該当すると思われまます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思ひます。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号について、採決に入ります。
議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第4号「農業委員会委員の辞職願について」を議題といたします。
及川正義委員より、辞職願が提出されております。事務局長をして辞職願を朗読させます。

【事務局長、辞職願を朗読】

議 長 ただ今、朗読したとおりであります。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第4号「農業委員会委員の辞職願について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号について、採決に入ります。
議案第4号について、農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定に基づき、及川正義委員の辞職に同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、及川正義委員の辞職に同意することに決しました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が2件、利用権の中途解約に係る通知が2件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長

特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る 意見決定について	1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	1件
議案第4号 農業委員会委員の辞職願について	
報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について	2件
(2)利用権の中途解約に係る通知について	2件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和2年12月7日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。